

# 令和6(2024)年度ニューリーディングツーリズム推進事業 企画提案仕様書

## 1 委託業務名

令和6(2024)年度ニューリーディングツーリズム推進事業

## 2 履行期間

契約の日から令和7(2025)年3月14日(金)

## 3 事業目的

政府による2022年10月の新型コロナウイルス感染症に係る水際対策の大幅緩和以降、多くのインバウンド観光客が訪日しており、観光消費額拡大に向けた絶好の機会が訪れている。しかしながら、本県においては東京から近く、日帰りがしやすいという地理的条件等から、滞在時間の短いインバウンド観光客が多く、この機会を活かしきれていない。

そこで、本事業では、本県が優位性を持ち、かつ、インバウンド観光客の滞在の長期化を見込める「温泉(※1)」「ゴルフ」「農村体験」「G7レガシー(※2)」を「新規育成・強化資源」として位置づけ、これらの観光資源を核としたツーリズムの推進を図ることで、本県を来訪するインバウンド観光客の滞在長期化、引いては観光消費額の拡大に結びつけていくことを目的とする。

※「温泉」はウェルネスツーリズムの観点を指す。

※「G7レガシー」とはG7男女共同参画・女性活躍担当大臣会合時に視察先となった観光資源等を指す。

## 4 業務内容

### (1) モデルルートの作成

「新規育成・強化資源」である「温泉」「ゴルフ」「農村体験」「G7レガシー」に関する観光資源をメインコンテンツとしたモデルルートを作成すること。

なお、ルートは旅行者の国内滞在日数を考慮し、交通手段等を含めて、実際に回ることが可能なルートとし、モデルルート及びルートに含める観光地の選定理由を企画提案書に記載すること。

#### ア モデルルート作成数

モデルルートは、「温泉」「ゴルフ」「農村体験」のテーマ毎に2～3ルート作成すること。

※「温泉」に係るルートはウェルネスツーリズムの観点を重視して制作すること。

※「G7レガシー」に係るコンテンツは「温泉」テーマの1つ以上のルートに必ず含めること。

#### イ モデルルートの本県多言語観光情報サイト(以下、本県サイトという。)への掲載

【参考】本県サイト：<https://www.visit-tochigi.com/>

(言語は、英語、繁体字、簡体字、タイ語、フランス語、韓国語の6言語)

アで作成したモデルルートを「Visit Tochigi」内「Suggested Itineraries」

(<https://www.visit-tochigi.com/suggested-itineraries/>)に掲載すること。

#### (ア) 掲載内容

a 出発地、終着地

b 具体的な交通手段、移動時間

c 観光地情報(100～300文字程度の施設紹介文含む。)

d スポットの写真

(イ) 作成言語・掲載言語

モデルルートは日本語で作成し、委託者の確認後、【別紙1】の各テーマに対応する言語に翻訳し、本県サイトの当該ページに掲載することとする。

なお、翻訳作業は、翻訳対象となる言語を母国語とし、かつ日本語を解する翻訳者2名以上による確認を行い、翻訳の正確性を確保すること。

(2) 本県サイト内、Web特集ページの制作

本県サイト内に、「新規育成・強化資源」のうち、「温泉」「ゴルフ」「農村体験」をテーマとした観光情報の特集ページを制作・掲載すること。

なお、「G7レガシー」に係るコンテンツは「温泉」の特集ページに掲載することとし、「ゴルフ」「農村体験」の各ページにおいても可能な限り掲載すること。

ア 特集ページのターゲット、制作言語、訴求する内容等

制作する各特集ページのターゲット及び制作言語、訴求する内容等については【別紙1】のとおりとする。

なお、翻訳作業は、翻訳対象となる言語を母国語とし、かつ日本語を解する翻訳者2名以上による確認を行い、翻訳の正確性を確保すること。

※より効果的と考えられる提案があった場合には、委託者と協議の上変更できるものとする。

イ サイトマップ及び特集ページの構成

サイトマップ及び各特集ページの構成は【別紙2】のとおりとする。なお、各特集ページ内には(1)で作成したモデルルートを全て掲載することとし、ページデザインについて企画提案書に記載すること。

※サイトマップ及びページ構成については、より効果的と考えられる提案があった場合には、委託者と協議の上、必要に応じて変更できるものとする。

ウ 計測タグの設置

広告配信におけるコンバージョンの設定及び効果計測のため、各特集ページ内のリンククリック数及び滞在時間を計測できるように、計測タグを設定すること。

エ 本県多言語観光情報サイトへの掲載

(ア) 本県サイトを運営する公益社団法人栃木県観光物産協会（以下「栃木県観光物産協会」という。）に依頼し、制作した各特集ページを本県サイト内に掲載すること。

(イ) 本県サイトへの掲載費用は1,578,635円（税込）とし、見積書に計上すること。なお、掲載費用については受託者決定後に委託者及び栃木県観光物産協会と調整の上最終的な金額を確定するものとし、余剰が発生した場合の余剰額の用途については、委託者と協議の上決定するものとする。

オ その他

(ア) 特集ページに掲載する素材（写真、動画、原稿等）については、原則、受託者で調達、制作することとし、掲載する施設等への許諾確認や原稿の校正等諸調整についても受託者が行うこと。なお、委託者が所有する写真・動画については、可能な限り提供依頼に応じる。

(3) 広告配信に係るアカウントの保守・管理及び広告配信費の支払

受託者は委託者が実施する広告配信の円滑な実施のため、広告アカウントの保守・管理業務及び広告配信費（広告原資）の支払を行うこと。なお、広告配信の設定（ターゲティングや検索ワードの設定、入稿等）や広告運用については、委託者が行うものとする。

ア 広告媒体

広告配信を行う媒体は以下のとおりとする。

(ア) Google 広告

(イ) Instagram 広告

※現時点の想定であり、受託者決定後、委託者と協議の上決定する。

イ 広告配信費（広告原資）の支払

広告配信における広告配信費（広告原資）について、媒体運営会社への支払を行うこと。なお、各媒体の広告配信費（広告原資）は下記のとおりとし、見積書に計上すること。

(ア) Google 広告：2,310,000 円（税込）

(イ) Instagram 広告：495,000円（税込）

※現時点の想定であり、受託者決定後、委託者と協議の上決定する。

(4) 招請事業

ア 招請ツアー①（メインコンテンツ：「温泉」「G7レガシー」）

「温泉」「G7レガシー」をメインコンテンツとし、ウェルネスツーリズムの観点を取り入れたFAMツアーを実施すること。

(ア) 招請対象者の選定・調整・連絡

a 米国・豪州・タイ市場（タイについては、高付加価値旅行者を顧客に持つ旅行会社）を対象とした訪日旅行を取り扱う旅行会社（ランドオペレーターも可とするが、可能な限り現地旅行会社を招請すること）、3社3名以上招請することとし、被招請者の候補を選定理由と併せて企画提案書に記載すること。

b 原則として被招請者は日本語または英語を解する者とする事とし、日本語での会話が困難な被招請者がいる場合には、被招請者に対応する言語の通訳を手配すること。

(イ) 招請コースの企画・調整・手配・運営

a 全行程は4泊5日として、令和6（2024）年8～10月上旬の間に実施すること。

b 招請コースの内容は、（1）で制作したモデルルートをベースとして組み立てることとするが、企画提案時点での案を企画提案書に記載すること。

c 基本行程は次のとおりとし、委託者と協議の上決定する。

月 日	地 域	内 容
1 日 目	東京都	AM 入国・東京
	栃木県	PM 栃木着（又は2日目早朝に栃木着）
2～4 日 目	栃木県	終日 視察
5 日 目	栃木県	AM 視察
	東京都	PM 栃木発 東京着

イ 招請ツアー②（メインコンテンツ：「ゴルフ」）

「ゴルフ」をメインコンテンツとしたFAMツアーを実施すること。

(ア) 招請対象者の選定・調整・連絡

a 主に米国・豪州・英国市場を対象とした訪日ゴルフ旅行を取り扱う旅行会社（ランドオペレーターも可とするが、可能な限り現地旅行会社を招請すること）、3社3名以上招請することとし、被招請者の候補を選定理由と併せて企画提案書に記載すること。

- b 原則として被招請者は日本語または英語を解する者とする事とし、日本語での会話が困難な被招請者がいる場合には、被招請者に対応する言語の通訳を手配すること。

(イ) 招請コースの企画・調整・手配・運営

- a 全行程は4泊5日として、令和6(2024)年9月下旬～11月中旬の間に実施すること。
- b 招請コースの内容は、(1)で制作したモデルルートをベースとして組み立てることとするが、企画提案時点での案を企画提案書に記載すること。
- c 基本行程は次のとおりとし、委託者と協議の上決定する。

月 日	地 域	内 容
1 日 目	東京都	AM 入国・東京
	栃木県	PM 栃木着（又は2日目早朝に栃木着）
2～4 日 目	栃木県	終日 視察
5 日 目	栃木県	AM 視察
	東京都	PM 栃木発 東京着

ウ 招請ツアー③（メインコンテンツ：「農村体験」）

「農村体験」をメインコンテンツとしたFAMツアーを開催すること。

(ア) 招請対象者の選定・調整・連絡

- a シンガポール・マレーシア・タイ市場（マレーシア及びタイについては、高付加価値旅行者を顧客に持つ旅行会社）を対象とした訪日旅行を取り扱う旅行会社（ランドオペレーターも可とするが、可能な限り現地旅行会社を招請すること）、3社3名以上招請することとし、被招請者の候補を選定理由と併せて企画提案書に記載すること。
- b 原則として被招請者は日本語または英語を解する者とする事とし、日本語での会話が困難な被招請者がいる場合には、被招請者に対応する言語の通訳を手配すること。

(イ) 招請コースの企画・調整・手配・運営

- a 全行程は4泊5日として、令和7(2025)年1～2月の間に実施すること。
- b 招請コースの内容は、(1)で制作したモデルルートをベースとして組み立てることとするが、企画提案時点での案を企画提案書に記載すること。
- c 基本行程は次のとおりとし、委託者と協議の上決定する。

月 日	地 域	行 動 内 容
1 日 目	東京都	AM 入国・東京
	栃木県	PM 栃木着（又は2日目早朝に栃木着）
2～4 日 目	栃木県	終日 視察
5 日 目	栃木県	AM 視察
	東京都	PM 栃木発 東京着

エ 招請ツアー①～③に係る共通事項

(ア) 被招請者に対する交通の手配、調整

- a 被招請者全員分の居住地から本県までの交通の手配（航空券含む）を行うこと。
- b 県内の移動については、専用車を手配すること。

- (イ) 全行程の宿泊・食事の手配、調整
  - a 被招請者全員分の全訪問先における宿泊、飲食、入場料等の手配を行うこと。
  - b 宿泊施設は、1室1名とし、原則としてインターネット環境が整備された施設とすること。
- (ウ) 添乗員の手配
  - a 全行程における被招請者の引率のために、添乗員を1名手配し、その実施につき滞りのない運営ができる体制を構築すること。なお、添乗員は全行程を通じて同一人物とする。
  - b 添乗員は行程中、視察する施設等との必要な調整を行うこと。
  - c 添乗員の交通費、宿泊費（朝食夕食込み）、施設体験料、昼食費及び軽食費は委託料に含むものとする。
- (エ) 招請ツアー実施後のフォローアップ
  - a 参加者に対しツアー内容に関する満足度や意見、今後の商品造成の見込み等、今後のツーリズムの推進にむけた検討材料になるアンケートを実施すること。
  - b アンケートの内容については、事前に委託者の確認を受け、招請事業実施後速やかに実施・集計・分析し、結果を事業報告書に記載すること。
  - c 参加者に対し、商品造成状況の確認等のフォローアップを行うこと。なお、商品造成ができなかった場合はその理由を調査すること。

## 5 その他の留意事項

- (1) 実施内容については、企画提案書の内容を踏まえ委託者と協議の上決定するものとする。
- (2) 本事業に係る運営、管理、庶務全般を行うこと。
- (3) 「4 業務内容（2）（3）」については、【別紙3】「デジタルプロモーション実施時における留意事項」に留意して実施すること。
- (4) 「4 業務内容（4）」については、カメラ等を用いて各日の実施内容の記録を行うこと。
- (5) 本事業は、委託者と十分な協議を行いながら事業を進めることとし、作業内容及び本仕様書の内容に疑義が生じたときには、その都度、委託者と協議の上、その指示に従い作業を進めること。また、委託者は、作業期間中いつでも、その作業状況の報告（報告書の作成を含む）を求められるものとする。なお、本仕様書に定めのない事項については、その都度委託者と協議の上対応するものとする。
- (6) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- (7) 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (8) 本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適正に実施すること。
- (9) 成果物に重大な瑕疵があった場合は、原因者において、回収、修正、再印刷等必要な措置を講じること。
- (10) 社会情勢を考慮した仕様変更については、可能な限り委託者の要望に対応すること。
- (11) 本事業により制作された成果物の一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、完了検査をもって委託者に全て移転すること。
- (12) 事業の成果は委託者に帰属する。

## 6 成果指標

### (1) 特集ページの制作

制作数：3 ページ

### (2) 招請事業

商品造成数：9 本（招請ツアー 3 本×被招請者数 3 社）

## 7 成果物の作成・提出

### (1) 提出物

事業報告書 紙媒体 1 部、USB メモリ 1 個

※事業報告書の提出にあたっては、事前に委託者の承認を受けること。

### (2) 提出期限

令和 7（2025）年 3 月 14 日（金）

## 8 企画提案書に盛り込む内容

### (1) 企画提案者の概要等

### (2) 企画提案内容

仕様書記載の業務内容に関する具体的な企画案を記載すること。また、仕様書に定める内容以外に独自に提案できる事項がある場合はその内容を記載すること。

### (3) 業務遂行人員体制及び業務スケジュール

事業の一部を再委託する場合には、再委託先の情報を記載すること（決まっていない場合は再委託予定先を記載）。

### (4) 国又は地方公共団体等における同様の受注業務実績

### (5) 見積額（概算及び内訳）

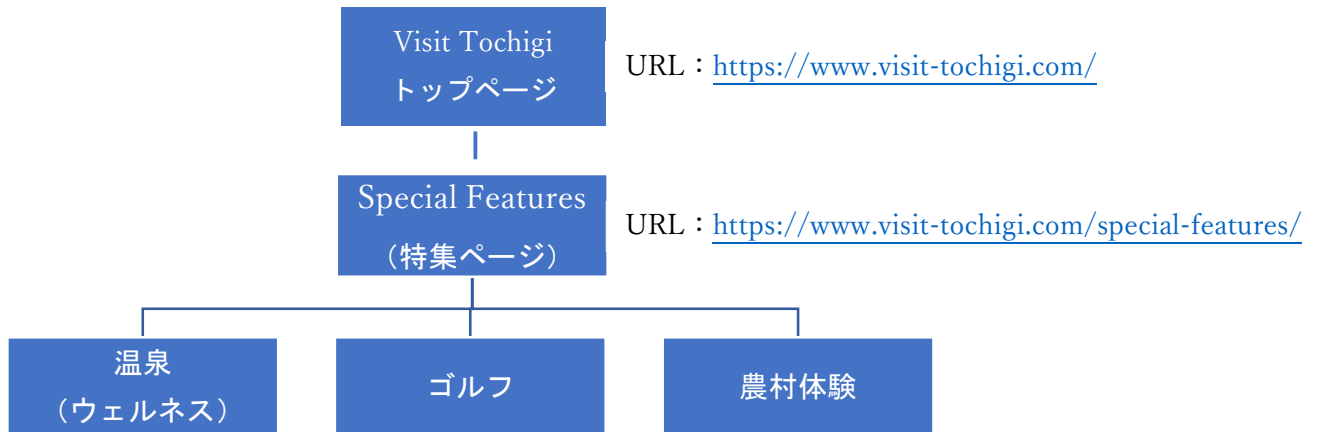
## Web 特集ページ

ターゲット・制作言語・訴求する内容等

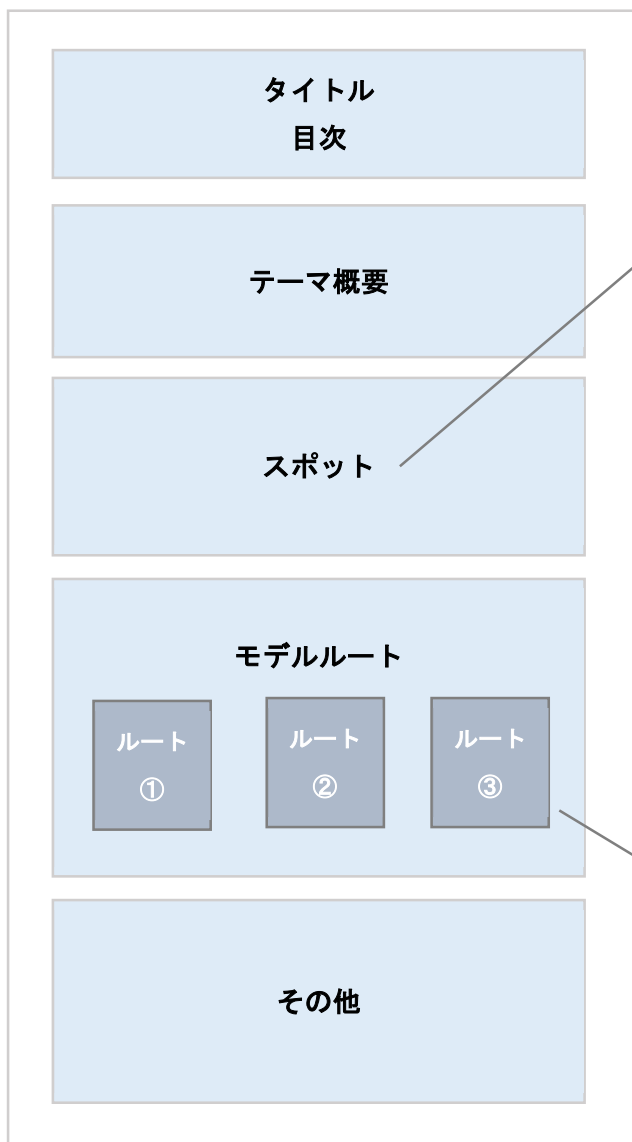
	制作ページ：テーマ		
	(1)温泉(ウェルネス)	(2)ゴルフ	(3)農村体験
ターゲット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・米国</li> <li>・豪州</li> <li>・タイ(高付加価値旅行者)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・米国</li> <li>・豪州</li> <li>・英国</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シンガポール</li> <li>・マレーシア(高付加価値旅行者)</li> <li>・タイ(高付加価値旅行者)</li> </ul>
制作言語	<ul style="list-style-type: none"> <li>・英語</li> <li>・タイ語</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・英語</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・英語</li> <li>・タイ語</li> </ul>
訴求する内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温泉</li> <li>・精神体験(ヨガ/写経/座禅等)</li> <li>・ソフトアクティビティ</li> <li>・リラクゼーション</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴルフコース</li> <li>・ゴルフ場設備</li> <li>・周辺宿泊施設</li> <li>・周辺観光施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光農園(いちご/なし/ぶどう等)</li> <li>・調理体験(蕎麦打ち等)</li> <li>・加工施設見学(酒蔵見学等)</li> <li>・農泊体験</li> <li>・地元の方との交流</li> <li>・農産物や県産品の販売所情報(直売所等)</li> <li>・郷土料理や地産品を使ったメニューを提供する飲食店情報(農村レストラン等)</li> </ul>
公開時期	～令和6(2024)年8月頃	～令和6(2024)年9月頃	～令和6(2024)年10月頃

## サイトマップ・ページ構成

## (1) サイトマップ



## (2) ページ構成



## ■スポットについて

- ・テーマに合致するスポットを4～8個程度掲載すること
- ・本ページには、写真と「施設名」と「概要」を掲載し、詳細は本県サイト内各言語の「Things To Do」(<https://www.visit-tochigi.com/plan-your-trip/things-to-do/>) にリンクさせること。
- ・リンク先の「Things To Do」についても既存のページがない場合は制作すること。

## ■モデルルートについて

- ・テーマに合致するスポットを含んだモデルルートを2～3ルート程度掲載すること
- ・本ページには、写真と「ルートの概要」を掲載し、詳細は本県サイト内各言語の「Suggested Itineraries」(<https://www.visit-tochigi.com/suggested-itineraries/>) にリンクさせること。
- ・リンク先の「Suggested Itineraries」に掲載するモデルルートについても本事業で制作すること。



## デジタルプロモーション等実施時における留意事項

### 1 ウェブサイト制作に関する業務

- (1) ウェブサイトを新規制作または改修するときは、「pref.tochigi.lg.jp」をトップレベルドメインとするサブドメインにて公開することを検討すること。なお、その際にサブドメインに使われる文字列は委託者と協議の上決定すること。
- (2) ウェブサイトの検索トラフィックや掲載順位を計測するため、Google Search Consoleを導入すること。
- (3) ウェブサイトに問い合わせや予約の申し込み等のフォームを設置する場合、問い合わせフォームはjavascriptタグなどを用いたフォーム作成ツール（例：hubspot）等を用いて、ウェブサイトのドメイン内で動作するものを設置すること。
- (4) ウェブサイトにおいて、事業効果を最大化しうるSEO（検索エンジン最適化）を施工すること。なお、その際はユーザーの興味・関心から類推される検索キーワードについて、検索回数を参考に抽出し、各ページのタイトル、H1、パンくず等に、それぞれのページに適切なSEOの施工を実施すること。
- (5) SEO施工時にGoogle Search Consoleなどを活用し、Googleにおけるインデックス状況、クローリング状況を定期的にモニタリングするものとし、インデックス、クローリングに問題がある場合には速やかに修正すること。なお、Google Search Consoleに対してウェブサイトの情報を適切に登録するSitemap.xmlの制作も上記に含むものとする。
- (6) ウェブサイト（ホームページ）やランディングページなどの納品時には、タグマネジメントの設定及びGoogle Search Console、効果計測並びに広告配信のタグが正常に動くことを確認した上で納品すること。

### 2 Google Analyticsのアカウント管理に関する業務

- (1) 本事業に関連するウェブサイトには、「本業務用Google Analytics」の活用を必須とする。なお、ウェブサイトの新規制作時においては、制作事業者が「本業務用Google Analytics」を導入し、必要な権限の付与を実施すること。
- (2) 複数のウェブサイトを統合する場合や既存のウェブサイトを大幅に改修する場合等における既存のGoogle Analyticsの活用または新規導入については、委託者と適宜検討すること。
- (3) 「本業務用Google Analytics」上で、本事業における目標設定を行うこと。また、最終レポートには、結果の分析・改善策を必ず記載すること。
- (4) 各種アカウント作成時には、内容について委託者の承認を得ること。また、本事業において作成したアカウントについては、事業完了後に一切の権利を委託者に譲渡すること。

### 3 栃木県Googleタグマネージャーの管理に関する業務

- (1) 本事業に関連するウェブサイトには、Google Analytics等の各種計測タグ、リマーケティングなどの施策に関わるタグを導入する際は、委託者が別途指定する「栃木県Googleタグマネージャー」を活用し、その管理を行うこと。
- (2) 受託者は、施策におけるタグ活用が確実に行われるよう、「栃木県Googleタグマネージャー」でのタグ、トリガーアクションの設定及びタグの発火テストを実施し、その内容を委託者に報告すること。

- (3) 各種設定には、内容について委託者の承認を得ること。また、「栃木県Googleタグマネージャー」での設定については、事業完了後に一切の権利を委託者に譲渡すること。

#### 4 適正なデジタルプロモーションの実施

- (1) 透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告媒体原価と管理運用費は分けて見積もること。
- (2) 委託者が別途指定するデジタルマーケティングルール設定シート（DMシート）に基づき、各広告媒体タグのパラメータの設定及びデータの蓄積を行うとともに、「本業務用Google Analytics」で取得した数値を施策効果として報告すること。
- (3) 本事業に関連するウェブサイトには、同ウェブサイト内に委託者が指定するリマーケティングタグを設定し、広告経由訪問者データを蓄積すること。なお、タグの設定は、原則として「栃木県Googleタグマネージャー」のコンテナ内で行うこと。
- (4) 本事業に関連するウェブサイトにおいて、プロモーションの目標に相応しいイベントを設定し、計測すること。必要に応じて、媒体タグでの計測も実施すること。
- (5) 広告運用開始後一週間以内に、本事業において取得すべきデータが取得できていることを確認し、委託者へ報告すること。
- (6) 広告運用における透明性確保のため、広告アカウント管理画面に対するアクセス権を委託者へ付与すること。なお、MCCなどを用いることが出来る場合は、栃木県MCC（マイククライアントセンター）とリンクすること。
- (7) 広告アカウントは、本事業用に新規に取得すること。

#### 5 Google広告を利用する場合

- (1) Google広告アカウントを栃木県MCC（マイククライアントセンター）及び「本業務用Google Analytics」とリンクすること。
- (2) リマーケティングタグの導入及びリマーケティングリストの共有は、委託者の指定する方法に従い運用すること。
- (3) Googleが提供する無料調査（「ブランドリフト効果測定」等）が利用できる場合には、委託者とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。
- (4) リスティング広告（検索連動型広告）を実施する場合は、ディスプレイネットワークを含める設定を除外すること。

#### 6 Yahoo!広告を利用する場合

- (1) Yahoo!広告アカウントを栃木県MCC（マイククライアントセンター）とリンクすること。
- (2) リマーケティングタグの導入及びリマーケティングリストの共有は、委託者の指定する方法に従い運用すること。
- (3) Yahoo!Japanが提供するデータソリューションなど、デジタルマーケティング支援サービスなどを利用する場合には、委託者とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。

#### 7 SNS広告を利用する場合

- (1) SNS広告アカウントを栃木県公式SNSビジネスマネージャや委託者が指定するSNSページとリンクすること。
- (2) SNS広告を実施する場合は、委託者に対して当該SNSのアナリストの権限を付与すること。

- (3) リマーケティングタグの導入及びリマーケティングリストの共有は、委託者の指定する方法に従い運用すること。

## 8 動画制作・動画広告を実施する場合

- (1) 委託者が今後もデジタルプロモーションを行うこと考慮し、動画視聴者のアクセス情報（動画視聴者リマーケティングリスト等）を蓄積すること。
- (2) YouTubeを利用する場合、YouTubeチャンネルへの掲載にあたっては、動画タイトル、動画説明文、タグ、カテゴリ、公開範囲及びサムネイル等の必要な設定を行うとともに、効果的なSEOを施工すること。
- (3) 動画視聴に関するデータや効果的な広告手法を検討するため、Google広告を利用する場合は、YouTubeチャンネルとGoogle広告アカウントをリンクさせること。

## 9 その他

- (1) 広告運用に利用する各媒体のプライバシーポリシーを遵守すること。
- (2) 事業実施により取得したCookieと受託者が保有する情報を結びつけて、個人情報（個人データ）とならないように留意すること。